

2017年 AIBA 認定貿易アドバイザー試験サンプル問題（国際マーケティング）

第 1 問 次の文章は、外国市場への参入に関する企業の意思決定理論についての記述である。問 1～問 5 について、それぞれの指示に従って解答しなさい。

企業の外国市場への進出形態の決定については、多国籍企業論において、外国市場への参入モードの決定に関する研究として行われ、代表的なものとしては、1977年に J.H.ダニングの提唱した国際生産の「(ア)」(OLI パラダイム)があります。J.H.ダニングによれば、企業の意思決定には、所有 (owner)、立地(location)、内部化 (internalization) の優位性の源泉となる 3つの要素の所在を確認することで、判断するという考え方です。

J.H.ダニングは、このように所有特殊優位、立地特殊的優位、内部化優位の 3つの要素をもって検討した時に、それらの 3つがすべて企業に備わっている場合には、直接投資をする、現地に子会社を作って、そこで生産販売するという判断がなされるとしています。もし、あえて現地で生産をする利点がない、つまり(イ)優位性がなければ、自国からの製品の輸出が最適な形態といえます。また、あえて自社の子会社を現地に設立して事業を展開する(ウ)優位が認められなければ、現地の企業に技術を供与することで、(エ)を受ける選択が考えられます。たとえば市場に成長性があまりない場合に、自社に直接的に進出するだけの能力がない場合、直接投資のリスクが高いと判断される場合などでは、自社で乗り出すよりは、技術を供与して安定的な収入を得るということが考えられます。このように、3つの折衷案が、自社の戦略を選択する際の一つの目安になるのです。

問 1 空欄(ア)に該当する最も適切なものを一つ選び解答用紙に記入しなさい。

- (1) 比較優位論
- (2) 全要素理論
- (3) 全要素優位論
- (4) 折衷理論

問 2 空欄(イ)に該当する最も適切なものを一つ選び解答用紙に記入しなさい。

- (1) 所有特殊
- (2) 立地特殊的
- (3) 内部化
- (4) 所有特殊及び立地特殊的

問 3 空欄(ウ)に該当する最も適切なものを一つ選び解答用紙に記入しなさい。

- (1) 所有特殊
- (2) 立地特殊的

- (3) 内部化
- (4) 所有特殊及び内部化

問 4 空欄 (エ) に該当する最も適切なものを一つ選び解答用紙に記入しなさい。

- (1) 配当
- (2) 利子
- (3) ロイヤリティ
- (4) 移転価格

問 5 J.H.ダニングの理論では、①輸出、②権利・技術供与、③直接投資の 3 つの参入モードが説明され、新規に外国市場へ進出を図る場合、輸出が最も投入資源が少なく、リスクも少ない参入モードと考えられる。しかしながら、我が国の中小企業にとっては、直接海外に輸出するにはハードルが多く、輸出をしている企業でも商社などを活用した間接輸出のケース多い。2017 年版通商白書では、与信管理や為替変動への対応など、直接輸出に必要なプロセスの中には、多くの中小企業にとって対応することが難しい内容が幾つも存在すると分析している。では、間接輸出や越境 e コマースを行っている中小企業を対象に行ったアンケート調査で中小企業が直接輸出をしない理由のトップ 3 に入っていないものを以下から一つ選び解答用紙に記入しなさい。

- (1) ノウハウ構築に手間暇がかかる
- (2) 海外ビジネス人材が不足
- (3) 海外顧客ニーズの情報不足
- (4) 価格競争力がない

第 2 問 次の文章は、平成 29 年度の国際租税改正に関する記述である。問 1～問 5 について、それぞれの指示に従って解答しなさい。

近年、日本企業のビジネスのグローバル化が進展するに伴い、国際租税の重要性がますます高まっています。その顕著な例が「(ア) (税源浸食と利益移転) プロジェクト」への対応です。(ア) プロジェクトとは、一部の欧米多国籍企業が行っていた過度な租税回避行為を防止すべく、国際課税ルールを見直し、各国税務当局が協調して対処することを目的とするものであり、(イ) の各国税務当局が議論を積み重ね、2015 年に最終報告を提出しました。

その取りまとめに当たり主導的役割を果たしてきた我が国としては、今後国際課税制度の改革を進めていく上で、(ア) プロジェクトの最終報告書で示された内容を十分に踏まえていく必要があります。

平成 29 年度税制改正においては、(ア) プロジェクトの基本的な考え方にに基づき、日

本企業の健全な海外展開を阻害することなく、より効果的に国際的な租税回避に対応するため、(ウ) 税制の改正を行っています。

これにより、従来は制度の対象外であった租税負担割合(エ)以上の(オ)について、一見して明らかに、利子・配当・使用料等のいわゆる「受動的所得」しか得ておらず、租税回避リスクが高いと考えられるペーパー・カンパニー等である場合には、原則として、その(オ)の全所得を親会社の所得とみなして合算できるようになり、他方で、経済活動の実体のある事業から得られた、いわゆる「能動的所得」は、(オ)の租税負担割合にかかわらず合算対象外となります。また、企業の事務負担を軽減する観点から、改正前の制度との継続性を踏まえつつ、租税負担割合(エ)以上の(オ)は、租税回避リスクの高いペーパー・カンパニー等を除き、合算課税を免除して申告不要とする制度適用免除等の措置を講じています。

問1 空欄(ア)に該当する最も適切なものを一つ選び解答用紙に記入しなさい。

- (1) IRS
- (2) SAT
- (3) TRD
- (4) BEPS

問2 空欄(イ)に該当する最も適切なものを一つ選び解答用紙に記入しなさい。

- (1) OECD/APEC
- (2) OECD/UNCTAD
- (3) OECD/G8
- (4) OECD/G20

問3 空欄(ウ)に該当する最も適切なものを一つ選び解答用紙に記入しなさい。

- (1) 移転価格
- (2) 租税回避
- (3) 二重非課税
- (4) 外国子会社合算

問4 空欄(エ)に該当する最も適切なものを一つ選び解答用紙に記入しなさい。

- (1) 15%
- (2) 18%
- (3) 20%
- (4) 25%

問5 空欄（オ）に該当する最も適切なものを一つ選び解答用紙に記入しなさい。

- (1) 連結対象子会社
- (2) 外国関連会社
- (3) 外国子会社
- (4) 外国 SPC

第3問 次の文章は WTO についての記述である（出典：貿易投資報告 2017）。問1～問5について、それぞれの指示に従って解答しなさい。

技術の高度化とともに今日、国際標準を獲得して財・サービスの国際展開を有利に進めようとする戦略的な取り組みが国・地域レベルの政策でも、企業ベースでも盛んになっている。今日の国際標準化の出発点となったのは（ア）年の WTO 発足である。（イ）（貿易の技術的障害）協定では、各国が国内で採用する規制・規格は、関連する国際規格が存在する場合、それを基礎として用いることが規定された。

他方では国際規格への収斂とは逆行する今日的現象が複合的に現れている。第1に、国際規格の対象が、「モノ」から「サービス」そして「（ウ）」へと広がる中、標準化機関間のすみ分けが困難になっていることが挙げられる。その結果、従来の領域区分を超えて、各機関が制定する規格の重複が発生している。第2に、民間の独自規格（通称プライベートスタンダード。以下、民間規格）が増加し、影響力が高まっていることが挙げられる。

.....

WTO は 2001 年開始のドーハ・ラウンドの終着点が見えない中、ルール形成機能の低下が指摘されて久しい。しかしながら、ここ数年、着実に成果と前進が見られる。中でも 2017 年 2 月には（エ）が発効に至った。全加盟国が参加する新協定の発効は、（ア）年の WTO 発足後初となった。

協定の発効には、全加盟国の（オ）に当たる 110 カ国の批准が必要とされていたところ、着々と批准が進み、2017 年 2 月のルワンダ、オマーン、チャド、ヨルダンの批准をもって発効に至った。同年 7 月現在の批准国・地域は 121 に上る。

問1 空欄（ア）に該当する最も適切な数字を一つ選び解答用紙に記入しなさい。

- (1) 1980
- (2) 1985
- (3) 1990
- (4) 1995

問2 空欄（イ）に該当する最も適切なものを一つ選び解答用紙に記入しなさい。

- (1) SPS

- (2) TBT
- (3) GPA
- (4) TiSA

問3 空欄(ウ)に該当する最も適切なものを一つ選び解答用紙に記入しなさい。

- (1) プロセス
- (2) テクノロジー
- (3) ソフトウェア
- (4) システム

問4 空欄(エ)に該当する最も適切なものを一つ選び解答用紙に記入しなさい。

- (1) 農業輸出補助金の禁止・撤廃協定
- (2) 医薬品アクセスに関する TRIPS 協定の改正
- (3) 貿易円滑化協定
- (4) 新サービス貿易協定

問5 空欄(オ)に該当する最も適切なものを一つ選び解答用紙に記入しなさい。

- (1) 過半数
- (2) 3分の2
- (3) 4分の3
- (4) 5分の4

解 答

<国際マーケティング・海外進出>

第1問

- 問1 (4)
- 問2 (2)
- 問3 (3)
- 問4 (3)
- 問5 (4)

<国際的取り決め>

第2問

問 1 (4)

問 2 (4)

問 3 (4)

問 4 (3)

問 5 (3)

<白書・報告>

第 3 問 WTO

問 1 (4)

問 2 (2)

問 3 (4)

問 4 (3)

問 5 (2)